

平成 31 年
第 3 回南九州市農業委員会 会長口述書

1. 日 時 平成 31 年 3 月 27 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員（ 20 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

7 番 田中 司 6 番 東 鈴子 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴

4. 欠席委員（ 1 人）

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 15 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について

○ 日程第 6 議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定について

○ 日程第 8 議案第 18 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利

用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 20 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 11 議案第 21 号 事務局職員等の任命について
- 日程第 12 平成 31 年度農業委員会事業推進計画（当初予算）について
- 日程第 13 南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議委員の推薦について
- 日程第 14 平成 30 年分農地の賃借料情報について【報告】
- 日程第 15 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。〇〇委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 〇〇名で、会議の定足数に達しております。これより平成 31 年第 3 回南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 122 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定によ6番 東 委員，8番 君野 委員を指名し，会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日3月27日の1日間としたいと思いますが，ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第3議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 日程第3について説明する。

議 長 只今の事案について，質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，あくまでも通知事案でございますので，ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして，日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

それでは、資料は〇〇からになります。今回認定されたのは4件です。再認定が9件内容変更が1件あります。今回新規で認定されたのは、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻・母と3人で茶4ha・人参3ha、オクラ、甘しよの経営を行なってきたが価格低迷を受けて、人参、甘しよの面積拡大や作業能率をあげ他の園芸作物を栽培しバランスのいい経営を目指し、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努め併せて制度資金等を活用して農業機械の更新を行いたい考えです。

キ
営

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。今まで〇〇地域で妻と二人で茶2.3ha、ヤベツ2haの経営を行なってきました。今後は規模の拡大、機械の導入等を図り経営の安定化、省力化に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努め併せて制度資金等を活用して農業機械の更新を行いたい考えです。

次に知覧町〇〇の〇〇〇〇太さんです。これまで〇〇地域で両親と妻の4人で茶560aと加工大根80aの栽培を行ってきました。今後新品種の改植により、販売単価の向上を図りたい。また、農地の連担化、を図り、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地や幹旋農地の連担化に努め及び経営管理・生産方式の合理化に努めたい考えです。

次に川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、〇〇地域でお茶1200aの栽培を行ってきました今後、後継者の経営参加に伴い、優良品種への転換等を図り収益性を高め経営の安定化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努め併せて制度資金等を活用して農業機械の更新を行いたい考えです。

以上で報告を終わります。尚、更新9件と内容変更1件についてはお目通しください。

議 長

只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5議案第15号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の780㎡で、〇〇集落の南側付近に位置します。申請地は、父所有地であり、借家住まいで手狭になってきたため、実家隣りに農家住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。

審議番号2番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇で、畑の744㎡で、〇〇集落の西側付近に位置します。申請地は、実家近くにあり、借家住まいのため、農家住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上で報告を終わります。

議長 次に永山委員をお願いします。

永山委員 審議番号3番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇畑の780㎡ 〇〇の一部、宅地の137.34㎡で、梶山集落の南側付近に位置します。申請地は、農家住宅の建築と通路の確保をしようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。

審議番号4番です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇他5筆で、畑1,609㎡と山林5,697㎡で、〇〇の北側付近に位置します。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、一体利用で太陽光発電施設を設置しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上で報告を終わります。

議長 次に月野委員をお願いします。

月野委員 審議番号5番から10番です。5番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇、畑の 279 m²です。6 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の 733 m²です。7 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の 661 m²です。8 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の 571 m²です。9 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の 123 m²です。10 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他 20 筆、畑の 18,082 m²です。申請地は、平成 22 年度から団体営農地保全整備事業（シラス対策）が実施されていますが、申請地が農用地から除外されているため、農用地区域へ編入するもので、特に問題はないと判断しました。

審議番号 1 1 番です。申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇で、現況畑の 1,070 m²です。申請人は、主に茶の生産を行う農地所有適格法人であり、農地の集団化をし、有効利用を図るため、農用地区域への編入をするもので、特に問題はないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。土地改良事業等については、審議番号 1 番 2 番が農業の振興に関する計画の 2 7 号計画が 11 月の本委員会の議案第 6 8 号で適当意見とされた案件で今回除外申請されたところです。

このことから、農用地区域からの除外及び農業用施設用地への編入は、やむを得ないものと判断されるところです。補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 15 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 15 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。40 筆からになります。今回の申請は、所有権移転 11 件、賃貸借権設定 2 件になります。所有権移転について、譲渡人は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が 4 筆で 3,167 m²、畑が 10 筆で 7,049 m²、合計 14 筆 10,216 m²となっています。理由は、1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番が規模拡大、4 番が親、9 番が親戚から受贈、5 番・7 番・11 番が相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 110,000 円から 300,000 円畑が 297,000 円から 2,133,000 円で売買される予定です。地域別では、頴娃 3 件、知覧 7 件、川辺 1 件でございます。続いて、賃貸借権設定について、賃貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は、畑が 3 筆の 3,739 m²で知覧地域 2 件となっています。また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、43～49 筆の調査書及び 50～51 筆の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
先ず、永山委員お願いします。

永山委員 審議番号 1 番です。申請人、申請地等につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。申請人は、借家住まいで老朽化し危険であり手狭のため、自己所有地に農家住宅を建築しようとするものです。
現地調査の結果、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一委員 審議番号 2 番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇田の 8.82 m²で〇〇〇〇の南側付近で〇〇集落に位置します。申請人は、賃貸主であるカ〇〇〇〇店/駐車場が手狭のため、隣接地と一体で確保しようとするものです。
現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号 1 番です立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、集落に接続しており第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

審議番号 2 番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。2 件とも関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、農家住宅及び駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。なお、審議番号 1 番は、農業振興地域整備変更計画（除外）認可後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第17号 農地法第4条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第17号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第8議案第18号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の8件の報告をお願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。譲受人が、東京都の〇〇〇〇です。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇で、畑の707㎡で、〇〇の北側付近に位置します。申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから隣接地に計画予定のため、申請地を譲り受けて、通路の確保及び排水路の整備をしようとするものです。

現地調査の結果、通路及び排水路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号2番です。譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、宮崎市の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇で、畑の591㎡で、の西側付近の〇〇集落に位置します。申請人は、水道事業を営んでおり、現在の資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、資材置場を確保しようとするものです。

現地調査の結果、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に永山委員をお願いします。

永山委員 審議番号3番です。譲受人が、〇〇の 〇〇〇〇です。譲渡人が、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他1筆で、畑の419㎡で、〇〇の北側付

近で〇〇集落に位置します。申請人は、建築業を営んでおり、申請地を譲り受けて、建売住宅を建築し分譲しようとするものです。合せて、出入りのため通路も確保しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅及び通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一委員 審議番号4番です。譲受人は、先ほどの4条申請で説明しましたので省略いたします。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は、川辺町〇〇田

の
445 m²です。申請人は、先ほど4条申請で説明したとおりで、隣接地と一体で駐車場

を確保しようとするものです。

現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

が、
次に審議番号5番です。譲受人が、神奈川県〇〇の稲〇〇〇〇さんです。譲渡人

川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇畑の22 m²で〇〇集落に位置

受
します。申請人は、県外在住であり、帰省時等駐車場が手狭のため、申請地を譲り

けて、駐車場を確保しようとするものです。

現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に使用賃借権設定について報告をお願いします。永山委員お願いします。

永山委員 審議番号1番です。借人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他1筆で、畑の950 m²で、〇〇の東側付近で〇〇集落に位置します。申請人は、農業を営んでおり、申請地近くの自宅内に車庫兼倉庫があるが道路が狭く、敷地も狭く農業用機械等の出し入れが不便であるため、父所有の申請地を借り受けて、農業用倉庫及び車庫を建築しようとするものです。

現地調査の結果、農業用倉庫及び車庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 次に地上権設定について報告をお願いします。吉崎委員お願いします。

吉崎委員

審議番号1番です。借人が、東京都の〇〇〇〇です。貸人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇で、畑の1,914㎡で、5条所有権移転1番の申請地の隣接地になります。申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

現地調査の結果、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。59番審議番号1番、60番5番、71番使用貸借権1番、74番地上権設定1番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に教育施設・〇〇〇〇と医療機関・〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、建売住宅及び通路への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、60番審議番号4番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第18号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。78号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、額娃町〇〇の〇〇〇〇他5件であります。理由は全て規模拡大となっております。地目の内訳は田が1筆の769㎡、畑が7筆の12,057㎡であります。申請農地の取引価格については10a当り、田が

169,000円 畑が95,000円～500,000円で売買される予定です。

地域別では、額娃1件、知覧4件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。80号からになります。利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、額娃町牧之内の大迫 康浩(マサコ ヤシロ) ほか117件になります。設定面積は、田が40筆で32,669㎡、畑が160筆で290,943㎡の合計200筆の323,612㎡になります。地域別では、額娃35件、知覧30件、川辺53件、合計118件となっております。

次に「貸借利用権の転貸」であります。100号からになります。利用権を転貸する者は、南九州市農業公社、利用権の転貸を受ける者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほか

件になります。設定面積は、田が 3 筆で 507 m²、畑が 9 筆で 5,870 m²の合計 12 筆の

m²であります。地域別では、川辺 2 件となっています。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。103 筆からになります。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 24 件になります。設定面積は、田が 29 筆の 16,023 m²、畑が 14 筆の 12,207 m²で合計 43 筆、28,230 m²になります。地域別では、潁娃 3 件、知覧 3 件、川辺 18 件、合計 23 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 36・37 番については宮原俊郎委員が審議番号 105 番については下之門委員が、また使用貸借利用権の設定の番号 4 番については松村委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 36・37・105 番を除く案件 115 件と賃借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の番号 4 番を除く 23 件について、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 19 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 36・37・105 番を除く案件 115 件と賃借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の番号 4 番を除く 23 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 19 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行い

ます。関係委員にお諮りします、議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 それでは、宮原俊郎委員・下之門委員・松村委員の退室を求めます・
(宮原俊郎 委員・下之門 委員・松村 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号 36・37 番 105 番、及び使用貸借利用権の設定の番号 4 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 19 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係 委員の入室を許可いたします。
(宮原俊郎 委員・下之門 委員・松村 委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 19 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 続きまして、日程第 10 議案第 20 号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。資料は、109 頁からになります。平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、それまで県知事が下限面積を決定していたものが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できる事になりました。これを受けて、南九州

市農業委員会では平成21年11月に本市の設定区域ごと（旧町ごと）の下限面積を決定したところですが、その内容については、毎年農地の面積や利用状況の変動などに応じて、下限面積を審議しなければならないこととなっています。このような理由から、提案するものでございます。下限面積を別に定める場合は、その設定する地域において定めようとする面積未満の農家が農家総数の40%を下回らないように設定しなければなりません。

1・農地法施行規則第17条第1項の適用については、資料にありますように、現行どおりで、額娃地域、知覧地域はそれぞれ50a、川辺地域は30aとして提案いたします。理由としましては、2015農林業センサスで、額娃地域の農家は50a以上の農地を耕作している農家が68%、知覧町地域の農家は63%であり、農家数の6割を越えていることから、下限面積を低くする必要がないためです。また、川辺地域は、その割合が32%で3割程度しかないため、その40%を下回らない30aで提案するものです。

2・農地法施行規則第17条第2項の適用については、先月の委員会のその他で皆さんのご意見を伺い、方針として「南九州市空き家バンク」に登録された物件に付随する農地及びそれらに類する物件を所有する者の所有農地について、農業振興地域農用地区域内農地を除き下限面積（別段の面積）を0.01a（1㎡）に引き下げる。との案を今回提案しておりますが「南九州市空き家バンクに登録された物件に付随する農地」では、取り止めがないので「南九州市空き家バンクに登録された宅地に接続する農地」に書き換え、「それらに類する物件を所有する者の所有農地」については類するの範囲が定まっていないので削除してはどうかとの意見が事前協議で出ました。そこで、事務局としましては、農地法施行規則第17条第2項の適用について、「南九州市空き家バンク」に登録された宅地に接続する農地について農業振興地域農用地区域内農地を除き下限面積（別段の面積）を0.01a（1㎡）に引き下げる。とするか、それとも原案のままで決議するか、または今回期限を定めて継続審議とするのかの協議をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、ご意見はありませんか。

各 委員 農地法施行規則第17条第2項の適用については色々な意見が出たが結論として、代表を決めてもう少し協議（5月か6月まで）してからが良いと思う

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第20号 下限面積（別段の面積）の設定の農地法施行規則第17条第1項の適用についてはついて、原案どおり承認することにご異議ございませんか。また、農地法施行規則第17条第2項の適用については継続審議とすることにご異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 下限面積（別段の面積）の設定については、農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用については、原案どおり承認することに決定し。また、農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用については継続審議とすることに決定いたしました。

議 長 次に日程第 11 議案第 21 号 事務局職員等の任命についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 議案 21 号について説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 21 号 事務局職員等の任命については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号については原案どおり承認されました。これについては、4 月 1 日の発令となります。

議 長 引き続きまして、日程第 12 平成 31 年度 農業委員会事業推進計画（当初予算）についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 日程第 12 について説明する。

議 長 これより審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですのでご了承願います。事務局におかれましては、この事業推進計画に基づき適正な事務執行により、農業委員会活動に遺漏の無いようにお願いするものであります。

議 長 引き続きまして、日程第 13 南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議の委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料の〇〇頁に有りますように、企画課より南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議委員の推薦依頼がありました。なお、南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議委員は農業委員会からは出来れば女性委員からとの依頼がありましたので会長・並びに事務局で協議いたしまして、南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議委員の推薦について菊永委員を推薦したいと考えていますが、委員会の承認をお願いしたいと思います。尚、菊永委員からは、事前に皆様からの承認があれば受けて下さるとの承諾を得ております。審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員の南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議の委員の推薦について菊永委員を推薦したいとのことですが委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
農業委員の南九州市男女共同参画基本計画に係る計画づくり会議の委員の推薦については、事務局の提案通り菊永委員を推薦するということでよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程 13 については、提案通り菊永委員を推薦する旨報告いたします。

議 長 引き続きまして、日程第 14 平成 30 年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、平成 30 年分農地の賃借料情報についてご説明申し上げます。
資料は 119・120 頁になります。

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がございませんが、これについてもあくまでも報告事項でございますので、ご了承願いたいと思います。この情報については、3月に配布された農業委員会だよりに掲載しており、また、市のホームページでも公開されますので、農家指導の参考にしてください。

議長 次に、日程第15 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

議長 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成31年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 6 番 _____

会議録署名委員 8 番
